定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

平成２８年１０月

稚内市・利尻町

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

稚内市（以下「甲」という。）と利尻町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）
生活機能の強化に係る政策分野

１　産業振興

圏域観光の推進	取組内容	豊かな自然や農水産物等の資源を活用し、食のブランド化や周遊観光ルート、滞在型観光等の研究を行い、既存の連携を拡充し、地域の特色を生かした着地型広域観光の実現により、地域経済への波及効果の拡大を図る。
	甲の役割	圏域全体における観光関連情報を広く共有するとともに、関係団体等と連携し、官民一体となった観光客誘致宣伝を行うための組織化と着地型観光圏の整備に取り組む。
	乙の役割	乙の区域内における観光関連情報を甲と共有するとともに、関係団体等と連携し、官民一体となった観光客誘致宣伝を行うための組織化と着地型観光圏の整備に取り組む。
有害鳥獣被害防止対策	取組内容	自然の生態系を保護するとともに、有害鳥獣の有効活用等を含めた有害鳥獣被害防止対策の連携強化を図る。
	甲の役割	乙とともに鳥獣被害防止対策に係る情報交換及び研究を行い、地域住民や関係者と連携を図りながら、圏域全体における被害の軽減や未然防止に取り組む。
	乙の役割	甲とともに鳥獣被害防止対策に係る情報交換及び研究を行い、地域住民や関係者と連携を図りながら、被害の軽減や未然防止に取り組む。
水産物の高付加価値化推進	取組内容	水産業の多様な担い手を育成し、圏域内水産業の振興と活性化を図るため、水産物の高付加価値化に向けた調査・研究を推進するとともに、協力体制を構築する。
	甲の役割	圏域内における水産物の高付加価値化に向けた検討、研究及び情報共有に係る協力体制を構築する。
	乙の役割	甲とともに水産物の高付加価値化に向けた検討、研究及び情報共有を行う。
港湾・空港の利用促進	取組内容	圏域の産業振興のため、港湾・空港の利用促進を図る。
	甲の役割	関係機関等と連携し、圏域内の港湾・空港の積極的な利用に向けた研究・取組において中心的役割を担う。
	乙の役割	甲と連携し、港湾・空港の利用拡大に向けて、研究・取組を行う。

2　医療

医療体制の充実	取組内容	圏域における医療ニーズと医療資源の実態を把握し、市立稚内病院と圏域内の他の医療機関との情報共有を目的としたネットワーク体制の構築を図るとともに、医師の負担軽減に繋がる取組を行う。
	甲の役割	圏域内の各医療機関との間で医療情報の共有化とネットワーク化を推進し、新たな医療連携体制の構築に取り組む。
	乙の役割	甲と共同し、医療情報の共有化とネットワーク化を推進し、新たな医療連携体制の構築に取り組む。

3　福祉

各種福祉施設のネットワーク化	取組内容	圏域住民の相互利用と支援体制の整備を進めるとともに、子育てネットワークや在宅医療・介護連携等の強化を図る。
	甲の役割	圏域内の各種福祉施設の相互利用と子育て支援ネットワークや在宅医療・介護連携の強化に向けた取組と検討において中心的な役割を担う。
	乙の役割	各種福祉施設の相互利用と子育て支援ネットワークや在宅医療・介護連携の強化に向けた取組と検討を行う。

4　教育・文化

生涯学習機会の充実	取組内容	体育・文化施設の相互利用及び、スポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。歴史資料等の共有・研究、児童・生徒の交流を行うとともに、稚内北星学園大学の活用を推進し、地域住民の生涯学習機会の充実を図る。
	甲の役割	圏域内の体育・文化施設の相互利用とスポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。歴史遺産等の共有・研究、児童・生徒の交流に関するネットワークの構築を図るとともに、乙による稚内北星学園大学の活用を推進する。
	乙の役割	体育・文化施設の相互利用とスポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。歴史遺産等の共有・研究、児童・生徒の交流、退職教員等の人材交流を行うとともに、稚内北星学園大学の活用を推進する。
図書サービスのネットワーク化	取組内容	圏域内において、住民がどこの図書館の蔵書であっても身近なところから貸出、返却のサービスを受けられるよう図書サービスのネットワーク化を図る。
	甲の役割	稚内市立図書館の蔵書の充実と図書サービスのネットワーク化の構築を図るとともに、蔵書のデータ化に取り組む。
	乙の役割	図書サービスのネットワーク化の構築を図るとともに、インターネット上で蔵書検索、予約できるようデータ化に取り組む。

外国語指導助手（ＡＬＴ）の効果拡大	取組内容	圏域内の外国語指導助手の効果的・効率的な活用を図るため、英語指導のレッスンプランの研究や研修等を行う。
	甲の役割	ＡＬＴのネットワークを構築し、圏域における有効活用を推進する。
	乙の役割	ＡＬＴのネットワークを構築し、有効に活用する。

5　環境

地域環境圏の構築	取組内容	地球温暖化防止に向けた環境保全活動について、各種情報や今後に向けてのビジョンを圏域全体で共有し、循環型社会の形成に係る取組等を推進することにより、地域環境圏の構築を図る。
	甲の役割	圏域全体で環境保全活動に係る各種情報や将来のビジョンを共有するとともに、循環型社会の形成に係る取組等を行い、地域環境圏の構築にあたり中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と環境保全活動に係る各種情報や将来のビジョンを共有するとともに、循環型社会の形成に係る取組等を行い、地域環境圏を構築する。

6　防災

圏域内防災体制の整備	取組内容	災害の発生に備え、防災関係に関する相互応援体制を確立する。
	甲の役割	圏域の核として、圏域内の自治体と災害発生時における相互応援協定を締結するなど、必要な応援・協力体制を整備する。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の自治体と災害発生時における相互応援協定を締結するなど、必要な応援・協力体制を整備する。

7　その他

消費生活相談体制の強化	取組内容	圏域内の消費生活に関する安全・安心確保のため、多様化する消費生活問題への取組体制を強化する。
	甲の役割	圏域の核となり、消費生活相談業務の実施や消費者への啓発及び情報提供を行い、消費生活相談体制の強化を図る。
	乙の役割	消費者への啓発及び情報提供に取り組むとともに、甲と共同で消費生活に関する取組を行う。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

１　地域公共交通

生活路線や交通手段の確保及び強化	取組内容	圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域内における公共交通手段の確保と強化を推進する。
	甲の役割	圏域全体の状況を見据え、乙と連携して、公共交通の利便性の向上に向けた取組を行う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における公共交通の利便性の向上に向けた取組を行う。

２　道路等の交通インフラの整備

効率的な交通機能のネットワークの形成	取組内容	圏域住民の利便性や物流機能の向上を図るため、陸・海・空の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
	甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけを行い、圏域の交通インフラ整備を推進する上で中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけを行い、圏域の交通インフラ整備をともに推進する。

３　移住定住

移住定住の促進	取組内容	圏域内への移住者の増加、定住の促進を図るため、情報の共有や発信など連携体制を構築する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における移住定住情報を共有するとともに、圏域での情報発信や受入体制の構築に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における移住定住情報を共有するとともに、圏域での情報発信や受入体制の構築に取り組む。

別表第３（第３条関係）
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

１　人材の育成・強化

地域の人材の有効活用と育成・圏域内交流の活性化	取組内容	各分野における圏域としての能力向上を見据えた人材育成を推進する。圏域内における職員研修の充実や住民交流の活性化を図る。
	甲の役割	集合型職員研修、各種講演会、勉強会等に関する情報を乙に提供し、職員や住民が参加できる機会を設け、人材の育成を図るとともに、圏域内の人的交流を深める。
	乙の役割	甲から情報提供のあった研修等に、必要に応じて職員を派遣するとともに、住民や関係団体に参加を働きかける。自ら企画する研修等に関し情報提供を行い、人材育成と人的交流を深める。

２　機関の共同設置

自治体事務の効率化と活用に係る利便性の向上	取組内容	行政委員会等の機関を圏域内で共同設置し、効果的で効率的な事務を推進する。
	甲の役割	行政委員会等の機関が行う行政事務について検討し、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進める。
	乙の役割	行政委員会等の機関が行う行政事務について、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成28年10月12日

稚内市中央３丁目13番15号
甲　稚内市
稚内市長　工　藤　　広

利尻郡利尻町沓形字緑町14番地１
乙　利尻町
利尻町長　保　野　洋　一